



地域の森づくり活動支援事業

ボランティア活動を応援！

(公財)福岡市緑のまちづくり協会は、市民の方々に結成された団体が公共用地(※管理者が公的機関である)において緑の保全・管理やまちなか緑づくりのための費用を助成します。

申請期間
年2回

前期
(4/1からの活動助成)

1/4 ▶ 1/31

後期
(10/1からの活動助成)

7/1 ▶ 7/31

※土日祝を除く

助成金の交付を受けるには「地域の森づくり活動団体」の申請を行い、認定を受けなければなりません

助成対象

【緑の保全・管理】

樹林地等の保全部管理(間伐、剪定、除草など)や再生(植樹)を行う活動で、認定区域面積が300㎡以上のもの



【まちなか緑づくり】

市街地に植樹を行う活動で、認定区域面積が150㎡以上のもの



※いずれも公共用地における活動が助成の対象です

認定基準

- 福岡市内で市民等により結成された団体が自主的に取り組む緑化活動
- 活動内容について活動場所の所有者または管理者の許可等を得ていること
- 団体の組織及び活動計画・収支予算が整っており、5年以上の活動の継続ができること
- 会員数が「代表」「副代表」「会計」「監事」の4役員を含め、5名以上であること
- 営利を目的とした団体でないこと
- 特定の宗教等に基づいた団体でないこと

助成金

| | | 緑の保全・管理 | まちなか緑づくり | |
|-----------|----|----------|--------------|----------|
| | | 300㎡以上 | 150㎡以上300㎡未満 | 300㎡以上 |
| 認定初年度 | 前期 | 上限20万円/年 | 上限10万円/年 | 上限20万円/年 |
| | 後期 | 上限10万円/年 | 上限5万円/年 | 上限10万円/年 |
| 認定から2、3年目 | | 上限20万円/年 | 上限10万円/年 | 上限20万円/年 |
| 認定から4年以降 | | 上限10万円/年 | 上限5万円/年 | 上限10万円/年 |

認定から3年間は道具購入などの費用を考慮し、増額しています。

申請方法

必要な書類を整え、(公財)福岡市緑のまちづくり協会まで提出してください。申請書は同協会ホームページからダウンロードをお願いします。

【認定申請に必要な書類】

- 地域の森づくり活動団体認定申請書
- 活動計画、場所位置図、区域図及び現場写真
- 団体規約及び会員名簿
- 活動場所の所有者または管理者の活動に対する許可書

【提出先】

✉ mms@midorimachi.jp

☎ 092-260-8816

☎ 092-401-1384

〒810-0033

福岡市中央区小笹5丁目1番1号
福岡市植物園 緑の情報館内

(公財)福岡市緑のまちづくり協会 みどり課企画推進係



協会ホームページ

midorimachi.jp